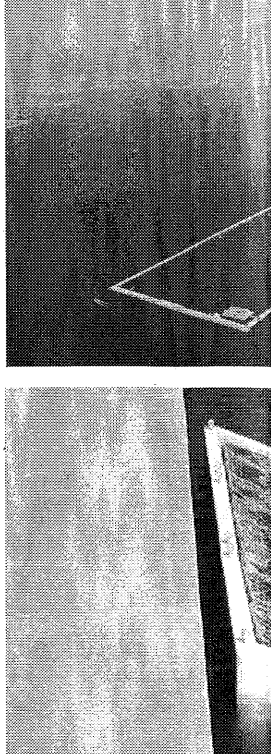


# 環境

神戸埋め立て処分場(上)。泉大津沖の護岸に設置したエコブロック(下)



成建設が三〇%。タケエイは中期経営計画として総合環境企業への展開を目指しており、その柱として「既存事業の拡大」と共に「事業領域・事業地域の拡大」を掲げている。首都圏での

二年度に事業を開始する計画だ。既存の同社の設備である安定型最終処分場は、同社の中間処理工程から排出される廃棄物を受け入れていたが、門前クリンパークでは外部から

## 循環型社会

### づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より

## 排出者・処理業者・行政における意識改革の必要性(2)

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川 仁

も資金難であり、担当行政は排出者に処理責任の履行を迫り撤去させている。行政処分の指針は、排出者の注意義務を明示しているが、処理業者が倒産あるいは取り消し処分を受けた時、法的に排出者責任が問われる。排出者は、日頃から委託先の経営基盤を把握しながら、経営状態を自ら分析するなど排出者としてのリスクマネジメントを実践していく必要がある。(きかわ・ひとし)

受けたが、この処理業者

(きかわ・ひとし)

二〇〇七年十一月、あ自治体からショックな行政処分が出された。事例1の内容を読んだ時、それぞれの関係者はリスクマネジメントをどう考えて行ったら良いのだろうか。なお、この処理業者は他自治体でも事業展開していたため、本件が原因で自動的に他自治体の許可も取り消された。

事業を営む処理業者にとつては、本事業が発生した原因から処分を受けるまでの過程を検証するなど、事例の深掘りが必要と考える。このような検証を繰り返すことで意識改革が進み、ひいては経営者の

本件は、実際に施設を使用できなくなったことが主因で取り消し処分を受けた事例であるが、その根本的な理由は経営状態にある。「経理的基礎の欠如は、不法投棄やその結果の生活環境保全上の支障をまねく危険性がある」と行政処分の指針は指摘している。現実、処理業者に資金

# リスク管理 実践が必要

この事例は、廃棄物処理法と行政処分の指針を極めて厳格に運用した結果と考えることができる。自社車両のオイルエレメントを焼却したこと

回監査から発見したようである。この事例から処理業者は、日々、かなりの緊張度を持って業務に望む必要があることを理解しなければならない。特に、多くの自治体で広範囲で

としての「後顧の憂い」がなくなっていくのではないだろうか。また、他の行政は、自分でなく排出者が責務の履行を果たす上で、日頃から考えねばならない事例として捉えることができる。

事例2は処分業者だけでなく排出者が責務の履行を果たす上で、日頃から考えねばならない事例として捉えることができる。

力がなく不法投棄現場の原状回復を行うため、税金を投入した行政代執行も行われている。また、〇七年十二月、ある自治体で保管基準の数十倍の産業廃棄物を所有した処分業者が許可取り消しを

### 事例1 少量の不適正処理による処分事例

【処分理由】 FF社は、2007年〇月△日、……に所在する同社事業場内において、運送事業で使用中の同社所有の大型車両から出た産業廃棄物である金属くず等【鉄くず(エンジンオイルエレメント)】約800gをドラム缶で焼却した。この行為は、廃棄物の焼却禁止を定めた法第16条の2に違反する。  
また、06年〇月△日、同社事業場内に、廃棄物である廃プラスチック類【フレコンバッグ】(約98kg)、汚泥(約43.5kg)、木くず(約7kg)、金属くず(約24.5kg)の合計約173kgをみだりに投棄した。(上記焼却行為の調査中に判明した。)この行為は、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に違反する。  
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の許可取消し

### 事例2 経営破綻を原因とする処分事例

【許可主体】 GG県 【処分日】 2008年6月〇〇日  
【被処分者】 住所 GG県ZZ市…… 名称 株式会社RK  
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の許可取消し  
産業廃棄物処分業の許可取消し  
【処分理由】 株式会社RKは、賃借施設について賃料を滞納したため明渡訴訟で当該施設を明け渡さなければならぬ判決が確定していること、過去3事業年度、営業利益がマイナスであること、債務超過に陥っていることが判明した。この事実、株式会社RKが事業に必要な施設を使えなくなったこと、事業を行うのに必要な経理的基礎を有さなくなったことを示すものであり、同社が廃棄物処理法で定める施設や能力に関する基準に適合しなくなったと認められるので許可を取り消す。

が原因で焼却禁止条項に

多くの自治体で広範囲で

託事務であって自治体独

る。

分業者が許可取り消しを